

業 務 速 報

NO. 1327

2023. 2. 4

J R 東海労働組合

発行 木下 和樹

編集 斉藤 孝紀

申第10号「新型コロナウイルス感染防止対策の強化に関する申し入れ」に対して会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

新横浜駅の社員が新型コロナウイルスに感染していることが分かったため、同日、業務を共にした社員が新型コロナウイルスの検査を要請した。しかし、検査キットの常備はなく、さらに「会社としては用意しない」との対応であったため社員が自費で検査キットを購入し、検査を行う事態が発生しました。さらに、「濃厚接触者ではない」として購入費は支払わないとしたのです。

多くの旅客と接する駅業務の職場において、いまだに新型コロナウイルス検査キットさえ常備せず、購入費用も自己負担とする対応はあってはなりません。

そこで、本部は12月19日に申第10号として抗原検査キットの各現場に常備、検査キット購入代金の支払いを求めて、申し入れを行いました。この申し入れに対し、早急な団体交渉の開催を求めてましたが、会社は団体交渉事項でないことを理由に、組合と団体交渉を開催せず、1月31日に窓口での回答をしました。

《本部からの申第10号と会社回答》

1. お客様と社員の健康・生命を守る責務において、全ての職場に、新型コロナウイルス検査キットを早急に常備すること。

【回答】

そのような考えはない。発熱や倦怠感等の自覚症状がある場合には、無理に出勤せず、医療機関の受診を奨励している。

2. 自費で購入した検査キット代金を社員に早急に支払うこと。

【回答】

鉄道運行に支障が出る場合、または、その恐れがあると箇所が判断した場合に、会社が抗原検査キットを配布し、待機期間の短縮等を行う場合があるが、本人の体調確認を目的とした検査キットの配布や代金の支払いを行う予定はない。

《団交拒否に関するやりとり》

会社：申10号の内容を見て、労働協約第39条の事項に該当しないので、団体交渉を開催しない。

組合：組合としては社員の健康に関することであるので、充分団体交渉事項に該当するから窓口ではなく、団体交渉を開催せよ。

会社：該当はしないので、団体交渉は開催しないが、組合からの質問等について窓口で回答して議論を行う。

組合：窓口では有意義な議論ができない。

会社：窓口で議論を行う。

組合：団体交渉拒否、対立を確認する。

《申第10号に関するやりとり》

各現場に抗原検査キットを常備せよ！

組合：新横浜駅で発生した事象であるが、濃厚接触の疑いがある社員とすれば、実際に8時間ほど、コロナウイルスに感染が判明した社員と一緒に業務していた社員は不安を抱いた。その不安を解消するために抗原検査キットを自費で購入して検査した。その時に新横浜駅の管理者は「新横浜駅に検査キットはない」と発言した。本当に各現場に常備していないのか。

会社：必要になった時に使用できればいいことなので、各箇所に常備する必要はない。具体的にどこの部署が持っていることは把握していないが、必要になった時に配布できる体制を会社としてしている。

組合：本社が所有しているのか。

会社：各鉄事が所有している。

組合：各鉄事の厚生課にあるのか。

会社：個別にどことは分からないが、会社として準備している。

組合：新横浜駅の管理者が「検査キットはない」との主張は正しいのか。

会社：言った言わないは分からないが、言ったとすればその通りである。

組合：そこで本人は自費で検査キット購入を主張し、その管理者は「分かった」と了承した。

会社：「分かった」＝了承したとは分からない。少なくとも会社で準備している考え方は、あくまでも待機期間の短縮が国の方針によって、待機期間の短縮を行うために抗原検査キットを用意し、配布できるようにしているものである。それ以外の目的で使用することは考えていない。

組合：あくまでも会社として、待機期間短縮のために使用することか。

会社：本人の体調管理については、本人で対処されたい。ただし、行政から指導があれば使用することもありうる。

組合：会社として準備している。各鉄事の厚生課かどこかの部署で準備してい

ると。

会社：言わないことになっているし、ここでは分からない。会社全体で体制を採っていると考えて欲しい。

組合：本人は8時間一緒に業務していて、詰所自体も決して換気も良くない職場環境であった。感染している可能性があると考え、駅業務なのだから旅客に接することで、本人は不安に思っ、自費で抗原検査キットを購入し検査した。今回のようなケースがあった場合は、不安を解消するために抗原検査キットを配布せよ。抗原検査キットは市中に出回っている、各箇所に常備せよ。旅客対応する箇所には、なおさら常備すべきである。

会社：回答の通りである。

組合：コロナ感染者が社員の中で出、その前にその社員と一緒に業務していて、もし本人も感染していて、旅客に移してしまったらと考えて、不安となる。不安を解消するために会社は配慮せよ。

会社：本人の体調管理のための検査キットの配布は行わない。感染対策は当社はしっかりとやっている。

組合：対策はしっかりやっていると言うが、実際に感染している。新横浜駅のケースは、前日に一緒に仕事をしていて、次の日にコロナウイルス感染が判明した。一緒に仕事をしていた本人は不安に思うのは当然である。

会社：会社は伝えた通りである。

組合：自費で検査キットを購入し、検査し、陰性が判明した。

会社：手洗い、マスク着用をして、職場での感染対策は機能している。

組合：職場で不安を持つ社員がいて、もしかして感染しているかもと考えれば、旅客に感染させてしまうという考えも浮かぶ。だから、旅客と接する箇所には特に常備せよ。

会社：そうではないという考え方である。

組合：その考え方は、会社都合が優先している。待機期間の短縮のためでなく、社員の健康管理と同時に不安解消のためにも各箇所に常備せよ。四六時中使用するわけではなく、今回のケースのような時に使用すればよい。

会社：本人の体調確認をしたければ、「本人でして下さい」という考えである。

組合：会社都合ばかりである。

会社：会社が用意するものである、理解願いたい。

組合：社員の不安を払拭するため、抗原検査キットを有効に使い。

会社：会社としてそう考えていない。

自費購入代金を会社が責任を持って支払え！

組合：自費で購入を管理者が「分かった」と了承したが、キット代金は支払ってくれないのか。

会社：一般論として、本人の体調確認を目的とした検査キットの代金を支払う

予定はない。

組合：コロナウイルス感染に対して、会社は社員に寄り添え。

会社：寄り添う考えもあれば、会社の考えもある。

組合：検査キットの配備体制に変わりはないのか。

会社：今後については分からない。現時点で言えば待機期間の短縮を目的として、会社全体でしていることである。箇所の判断によって対応する体制は採っている。検査キットについて期限があると思うので、会社全体で行っている。会社としてやっているとしたか答えることができない。

組合：本人は自費購入し、安心を買ったことになったが、本人は「支払わない」と聞いて怒っていた。こんな対応なら出るとこ出るぞとも言っていた。

会社：感染対策は皆さんやってもらっている。

組合：本人の不安というのは、本人はもちろんのこと、旅客に感染させるという二重の不安である。感染対策を万全とするならば各箇所に抗原検査キットを常備せよ。

会社：抗原検査キットは回答の通りで使用する考えである。今まで通り職場でしっかり感染対策を行ってもらおう。

組合：組合として特に旅客に接する箇所には、抗原検査キットを常備せよ。

会社：国の指導は現段階ないので、会社独自の体制で行っている。

組合：本人の不安解消のためにも各箇所にも配備せよ。合わせて本人に購入代金を支払え。

会社：今の体制での考え方である。

組合：対立を確認する。

以 上